

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想（案）

平成26年 月

武 雄 市

—目次—

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	個別経営体の営農類型	
2	経営体の営農類型	
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	10
1	個別経営体の営農類型	
2	組織経営体の営農類型	
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	15
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
(1)	利用権の設定等を受けるものの備えるべき要件	
(2)	利用権の設定等の内容	
(3)	開発を伴う場合の措置	
(4)	農用地利用集積計画の策定期限	
(5)	要請及び申し出	
(6)	農用地利用集積計画の作成	
(7)	農用地利用集積計画の内容	
(8)	同意	
(9)	公告	
(10)	公告の効果	
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	
(12)	農業委員会への報告	
(13)	紛争の処理	
(14)	農用地利用集積計画の取消し等	
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	
(1)	農地利用集積円滑化団体との連携及び普及啓発活動の実施	

- (2) 農地利用集積円滑化団体への情報提供等の実施
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地改善事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
 - (2) 区域の基準
 - (3) 農用地利用改善事業の内容
 - (4) 農用地利用規程の内容
 - (5) 農用地利用規程の認定
 - (6) 特定農業法人又は特定農業法人を定める農用地利用規程の認定
 - (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
 - (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - (1) 農作業の受委託の促進
 - (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 6 その他農業経営強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携
 - (2) 推進体制等

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 31

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容
 - (2) 農地利用集積円滑化事業規定の承認
 - (3) 農地利用集積円滑化事業規定の取消し等
 - (4) 農地利用集積円滑化事業を実施する場合の規定
 - (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
 - (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
 - (7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
 - (8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

(9)他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

第7 その他 36

別紙1 (第5の1 (1) ⑥の関係) 38

別紙2 (第5の1 (2) の関係) 39

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 武雄市は、佐賀県西部に位置し、白石平野から六角川周辺に広がる平坦部と六角川上流の南部山間地域及び松浦川上流の北部山間地域に区分される。農業地帯区分は、杵島山山麓地帯に区分されている。

本市農業は、河川周辺の立地条件と圃場整備により整備された水田を活かした米麦大豆と玉ねぎや施設園芸（きゅうり、トマト、イチゴ）、中山間丘陵地を活かした茶やみかん、畜産による複合農業の展開が進められ、本市の基幹産業として地域経済の発展に大きく寄与してきた。今後は、需要に応じた米麦大豆の計画的生産と高収益・安定収入を求めて施設園芸や畜産の複合経営により、地域の実情に即した多様な農業の展開を目指す。

- 2 農業生産の基礎となる基盤整備は、昭和45年から始まり市内全域で県営圃場整備事業や鉱害復旧による圃場整備事業等が行われ、農地面積2103haが完了し優良農地として確保されている。今後とも、引き続き地域の特性を踏まえつつ、高収益作物等の導入を一層進め、作目や営農類型の転換も含めた地域農業の再編を積極的に推進する。また、農地については優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

農業構造については、農家生活水準の向上、農業所得の低迷、定期的安定収入依存による兼業化が進行したが、一層の兼業化で土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、依然として農地の資産的保有傾向は強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は急速な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域においては農業就業者の高齢化や減少によって、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺耕作にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

武雄市は、このような地域の農業構造や農村環境の現状を踏まえ、農業を本市の基幹産業として振興し、健全な発展を図るためには、農業が職業として選択できる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な

農業経営体を育成することとする。

具体的な指標には、武雄市および周辺地域において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり440万円程度）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が武雄市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 3 武雄市は、将来の武雄市農業を担う若い農業者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、武雄市は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、「武雄市農業再生協議会」・「武雄市担い手育成総合支援協議会」と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の武雄市農業再生協議会・武雄市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らが地域農業の方向性について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既にある中野農地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、各地域営農推進協議会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。加えて、新規就農者が早期に効率的かつ安定的な農業経営体へ移行できるように、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営に必要な機械・施設の整備などを推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の

問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取られるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、武雄市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした担い手育成支援事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 4 武雄市は、武雄市農業再生協議会・武雄市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者・生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入などの生産方式や経営管理の合理化による経営改善方策の提示等の重点的な指導及び農協支所単位での研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 5 武雄市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業 経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営体の指標として、現に武雄市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、武雄市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
① 水稻・麦・ 大豆	〈作付面積〉 水稻 = 400a 麦 = 600a 大豆 = 200a	・農地の面的集積 ・大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ・品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ・水稻直播や大豆不耕起播種など省力技術導入による栽培体系の効率化	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
② 施設野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり = 30a トマト = 40a	・キュウリ優良品種の導入 ・作型の組合せによる周年生産と生産量の確保 ・循環扇やヒートポンプ等脱石油省石油機械・装置の導入 ・紫外線カットフィルム、防虫ネット、天敵の導入による総合的防除 ・訪花昆虫利用によるホルモン処理作業の軽減 ・リアルタイム栄養診断に基づく施肥と生産の安定 ・防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の耕種的防除	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・パソコン導入による栽培データ管理と財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・常時及びパート雇用従事者の確保
③ 水稻・麦・ 大豆 + (露地野菜)	〈作付面積〉 水稻 = 400a 麦 = 570a 大豆 = 200a 玉ねぎ = 30a	・農地の面的集積 ・農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ・作物の作付ローテーションによる生産安定 ・たまねぎの機械化一貫体系による省力化と規模拡大 ・品種・作型の組合せによる労力分散	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
④ 水稻・麦 + (施設野菜)	〈作付面積〉 水稻 = 100a 麦 = 100a きゅうり = 25a	・農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ・きゅうり優良品種の導入 ・作型の組合せによる周年生産と生産量の確保 ・循環扇やヒートポンプ等脱石油省石油機械・装置の導入 ・紫外線カットフィルム、防虫ネット、天敵の導入による総合的防除	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 水稻 = 100a 麦 = 100a いちご = 30a	・農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ・いちご優良品種の導入 ・高設育苗による健苗の育成 ・自動換気装置、循環扇等の利用による安定生産と省力化 ・春先の下温対策による収穫期の延長 ・パック詰め共同化による調整作業の省力化	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・パソコン導入による栽培データ管理と財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 水稻 = 100a 麦 = 100a アスパラ = 25a	・農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ・完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ・夏期高温期の寒冷紗被覆による品質向上対策	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	
	〈作付面積〉 水稻 = 100a 麦 = 100a アスパラ = 35a	・農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ・完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ・フルオープンハウス等による下温対策と夏芽の収量・品質向上 ・紫外線カットフィルムの活用による耕種的防除		
⑤ 水稻 + 果樹	〈作付面積〉 水稻 = 300a 大豆 = 150a 麦 = 450a 露地ぶどう = 30a	・農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ・優良品種の導入による高品質果実の生産 ・地力増強、樹勢維持等の基本管理技術の徹底による生産安定	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸にかかる転作等についてパート雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
⑤ 水稻 + 果樹	〈作付面積〉 水稻 = 100a 麦 = 100a ハウスみかん = 40a	・農業機械の <u>共同利用による米麦の省力・低コスト生産</u> ・ <u>多層被覆装置や循環扇等、脱石油省石油機械・装置の導入</u> ・ <u>基本管理技術の徹底と土づくり等による収量の確保</u> ・ <u>重要時期に応じた加温と温度管理の徹底等による商品化率の向上</u>	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・施設園芸にかかる転作等についてパート雇用従事者の確保
	〈作付面積〉 水稻 = 400a 大豆 = 200a 露地みかん = 100a	・農業機械の <u>共同利用による米の省力・低コスト生産</u> ・ <u>土づくり等基本管理技術の徹底</u> ・ <u>マルチ栽培による高品質果実生産</u> ・ <u>極早生、高糖系等品種の組合せによる労力分散</u> ・ <u>園内作業道の整備と機械化による省力化</u>	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
⑥ 茶 + 水稻・麦	〈作付面積〉 茶 = 300a 水稻 = 50a 麦 = 50a	・農業機械の <u>共同利用による米麦の省力・低コスト生産</u> ・ <u>かぶせ茶等、上質茶の生産拡大</u> ・ <u>適期摘採と加工技術の向上</u> ・ <u>生産基盤の整備と機械化による省力化</u>	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・茶摘み時期の臨時雇用従事者の確保
⑦ 畜産 + 水稻	〈飼養頭数〉 繁殖牛 = 60頭 〈作付面積〉 飼料作 = 550a 水稻 = 200a	・農業機械の <u>共同利用による米の省力・低コスト生産</u> ・ <u>フリーストールや放牧等を利用した省力管理</u> ・ <u>子牛生産率並びに出荷率の向上</u> ・ <u>良質粗飼料の低コスト生産</u>	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・パソコン導入による飼育データ管理と財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
⑦ 畜産 + 水稻	〈飼養頭数〉 肥育牛 = 60頭 (出荷割合6割) 〈作付面積〉 飼料作 = 50a 水稻 = 100a	・農業機械の共同利用による米の省力・低コスト生産 ・低コスト飼養技術の導入 ・肥育回転率の向上と事故率の低下 ・記帳による牛群管理及び経営管理の徹底	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・パソコン導入による飼育データ管理と財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
	〈飼養頭数〉 酪農 経産牛 = 30頭 育成牛 = 10頭 〈作付面積〉 飼料作 = 450a 水稻 = 200a	・農業機械の共同利用による米の省力・低コスト生産 ・農地の面的集積 ・フリーストール等を利用した省力管理 ・牛群検定の活用による改良の促進 ・産乳量の向上と分娩間隔の短縮 ・酪農ヘルパーの活用 ・借地等による自給飼料基盤の拡充		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減
	〈飼養頭数〉 母豚 = 60頭 水稻 = 200a	・農業機械の共同利用による米の省力・低コスト生産 ・優良系統種豚の計画的導入 ・経営記帳、診断による経営体質の強化 ・畜産環境保全対策の実施		・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
	〈飼養頭数〉 養鶏 採卵 = 10,000羽 水稻 = 350a	・農業機械の共同利用による米の省力・低コスト生産 ・給餌、給水の自動化による省力化 ・疾病対策による生存率の向上 ・収卵の自動化による省力化		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
⑦ 畜産 + 水稻	〈飼養頭数〉 養鶏 ブロイラー=100,000羽 水稻 = 300a	・農業機械の共同利用による米の省力・低コスト生産 ・給餌、給水の自動化による省力化 ・疾病対策による生存率の向上	・簿記記帳により経営と家計の分離を図る ・パソコン導入による飼育データ管理と財務管理の実施 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
集落営農 水稻+麦 +大豆	〈作付面積〉 水稻 = 1,700a 麦 = 2,500a 大豆 = 800a	・作物、品種毎の団地化による作業効率の向上 ・技術の平準化による収量の向上と品質の均一化 ・品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ・余剰労力を活かした園芸作物等の振興	・複式簿記等による経営データの把握と財務管理 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・圃場別情報管理による技術の高度化 ・異業種交流等経営研修への参加 ・新技術及び市場情報等の集積	・休日制の導入 ・従業者全員及び雇用者の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善 ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組み合わせ ・地域間・経営体間に労働

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
① 水稻・麦・大豆	〈作付面積〉 水稻 = 288a 麦 = 432a 大豆 = 144a	①機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ②品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり ③大豆不耕起播種など省力技術導入による栽培体系の効率化	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
② 施設野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり = 20a トマト = 27a	①きゅうり優良品種の導入 ②作型の組み合わせによる周年生産と生産量の確保 ③循環扇やヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入 ④紫外線カットフィルム、防虫ネット、天敵の導入による総合的防除 ①訪花昆虫利用によるホルモン処理作業の軽減 ②リアルタイム栄養診断に基づく施肥と生産の安定 ③防虫ネット、循環扇等の導入による病虫害の耕種的防除	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
③ 水稻・麦・大豆 + (露地野菜)	〈作付面積〉 水稻 = 260a 麦 = 371a 大豆 = 130a 玉ねぎ = 21a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②作物の作付ローテーションによる生産安定 ③たまねぎの機械化一貫体系による省力化と規模拡大 ④品種・作型の組み合わせによる労力分散	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
④ 水稻・麦 + (施設野菜)	〈作付面積〉 水稻 = 60a 麦 = 60a きゅうり = 16a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②きゅうり優良品種の導入 ③作型の組み合わせによる周年生産と生産量の確保 ④循環扇やヒートポンプ等、脱石油省石油機械・装置の導入 ⑤紫外線カットフィルム、防虫ネット、天敵の導入による総合的防除	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
	〈作付面積〉 水稻 = 60a 麦 = 60a いちご = 20a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②いちご優良品種の導入 ③高設育苗による健苗の育成 ④自動換気装置、循環扇等の利用による安定生産と省力化 ⑤春先の下温対策による収穫期の延長 ⑥パック詰め共同化による調整作業の省力化	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
	〈作付面積〉 水稻 = 60a 麦 = 60a チンゲンサイ = 16a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ③夏期高温期の寒冷紗被覆による品質向上対策	・作業日誌及び簿記の記帳	
	〈作付面積〉 水稻 = 70a 麦 = 70a アスパラ = 26a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②完熟堆肥投入による土づくりの徹底 ③紫外線カットフィルムの活用による耕種的防除		
⑤ 水稻 + 果樹	〈作付面積〉 水稻 = 180a 大豆 = 90a 麦 = 270a 露地ぶどう = 23a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②優良品種の導入による高品質果実の生産 ③地力増強、樹勢維持等の基本管理技術の徹底	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
⑤ 水稻 + 果樹	〈作付面積〉 水稻 = 60a 麦 = 60a ハウスみかん= 24a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②多層被覆装置や循環扇等、脱石油省石油機械・装置の導入 ③基本管理技術の徹底と土づくり等による収量の確保 ④重要時期に応じた加温と温度管理の徹底等による商品化率の向上	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
	〈作付面積〉 水稻 = 240a 大豆 = 120a 露地みかん=60a	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②土づくり等基本管理技術の徹底 ③マルチ栽培による高品質果実生産 ④極早生、高糖系等品種の組み合わせによる労力分散 ⑤園内作業道の整備と機械化による省力化	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
⑥ 茶 + 水稻・麦	〈作付面積〉 茶 = 210a 水稻 = 33a 麦 = 33a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②かぶせ茶等、上質茶の生産拡大 ③適期摘採と加工技術の向上 ④生産基盤の整備と機械化による省力化	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
⑦ 畜産 + 水稻	〈飼養頭数〉 繁殖牛 = 36頭 〈作付面積〉 飼料作= 330a 水稻 = 120a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②フリーストールや放牧等を利用した省力管理 ③子牛生産率並びに出荷率の向上 ④良質粗飼料の低コスト生産	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
⑦ 畜産 + 水稻	〈飼養頭数〉 肥育牛 = 36頭 (出荷割合6割) 〈作付面積〉 飼料作 = 30a 水稻 = 75a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②低コスト飼養技術の導入 ③肥育回転率の向上と事故率の低下 ④記帳による牛群管理及び経営管理の徹底	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
	〈飼養頭数〉 酪農 経産牛 = 18頭 育成牛 = 6頭 〈作付面積〉 飼料作 = 270a 水稻 = 120a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②牛群検定の活用による改良の促進 ③産乳量の向上と分娩間隔の短縮 ④酪農ヘルパーの活用 ⑤借地等による自給飼料基盤の拡充		・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
	〈飼養頭数〉 母豚 = 43頭 水稻 = 140a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②優良系統種豚の計画的導入 ③畜産環境保全対策の実施		・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
	〈飼養頭数〉 養鶏 採卵 = 6,000羽 水稻 = 210a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②給餌、給水の自動化による省力化 ③疾病対策による生存率の向上 ④集卵の自動化による省力化		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の形態
⑦ 畜産 + 水稻	〈飼養頭数〉 養鶏 ブロイラー=60,000羽 水稻 = 195a	①農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト生産 ②給餌、給水の自動化による省力化 ③疾病対策による生存率の向上	・作業日誌及び簿記の記帳	・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効果的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効果的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積の目標	備 考
面積のシェア：70% 面的集積の目標については、<u>農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業などを活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</u>	

(注)

- 1 「効果的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む）面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、武雄市農業再生協議会・武雄市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積の取組を促進する。その際、武雄市は、関係機関及び

関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

武雄市は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方針に即しつつ、武雄市農業の地域性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

武雄市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、武雄市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 平坦地においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、集落営農組織の主体的取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

イ 中山間地域においては、集落営農組織による土地利用調整等で農地の有効利用を促進し、担い手不足により多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、武雄市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲

げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）までに掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者の利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受

ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の

存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① 武雄市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 武雄市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 武雄市は、法第６条の規定による基本構想策定後、必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 武雄市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 武雄市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 武雄市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、武雄市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 武雄市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その他区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 武雄市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 武雄市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 武雄市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、武雄市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 武雄市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規

定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。) について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等 ((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定 (又は移転) を受ける利用権の種類、内容 (土地の利用目的を含む。)、始期 (又は移転の時期)、存続期間 (又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払い (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。) 第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権

利の設定を受けた農用地の利用状況について武雄市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

武雄市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

武雄市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を武雄市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

武雄市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効果的に利用するように努めなければならぬ。

い。

(12) 農業委員会への報告

武雄市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを武雄市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

武雄市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 武雄市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定により公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 武雄市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 武雄市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消

した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を武雄市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 武雄市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 武雄市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業の活用を図るものとする。武雄市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化団体との連携及び普及啓発活動の実施

武雄市は、市全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 農地利用集積円滑化団体への情報提供等の実施

武雄市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

武雄市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する農用地利用改善自主事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、農用地利用集積計画で目標を定める場合の地域の範囲は、農用地

利用改善事業の区域から集落の一部を除外できる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を武雄市に提出して、農用地利用規程については武雄市の認定を受けることができる。

- ② 武雄市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善にするものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込み

が確実であること。

- ③ 武雄市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を武雄市の掲示板へ掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 武雄市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 武雄市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 武雄市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、武雄市農業再生協議会・武雄市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

武雄市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

武雄市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう実践的研修、体験の機会の提供、高性能農業機械オペレーターの育成や担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ア 1 から 6 に掲げた農業基盤強化促進事業の推進にあたっては、国において策定された関連施策との連携に配慮するものとする。
- イ 地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

武雄市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期活動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、武雄市農業再生協議会・武雄市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、武雄市はこのような協力の推進に配慮する。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第 1 に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、武雄市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、独立自営する青年に対しては青年就農給付金（経営開始型）、無利子の青年等就農資金、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

武雄市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 武雄市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた武雄市全域を対象として行うことを基本とする。

② 武雄市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、武雄市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、武雄市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、佐賀県農業会議、武雄市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、武雄市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、武雄市から承認を得るものとする。

② 武雄市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

- ア 基本構想に適合するものであること。
- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

- (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、佐賀県農業会議、武雄市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 武雄市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 武雄市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
- (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等
- ① 武雄市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 武雄市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認め

るときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

- ③ 武雄市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

- ④ 武雄市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を公告する。

- (4) 武雄市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 武雄市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

- ② 武雄市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、武雄市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

- ④ 武雄市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

- ⑤ 武雄市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告する。

- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7の第3の4に定める契約書例（参考様式5）を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報

を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の実地耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

(10) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携

農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農用地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構は相互の密接な連携の下に、これら事業を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年7月3日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 2 1 年 1 月 1 5 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 4 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から施行する

附則

- 1 この基本構想は、平成 2 6 年 月 日から施行する

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- （2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う事ができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行なう法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行うものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきA町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その農業用施設用地の近隣の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 Ⅰの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。